

(仮訳)

ファクトシート

2022年9月23日

インド太平洋地域における日米豪印の人道支援・災害救援(HADR)パートナーシップのガイドライン

豪州、インド、日本の3か国の外務大臣及び米国の国務大臣は、2022年9月23日にニューヨークで会合した際、「インド太平洋地域における日米豪印の人道支援・災害救援(HADR)パートナーシップ」のガイドラインに署名した。本パートナーシップは、包含的かつ強靱である、自由で開かれたインド太平洋の実現という共通のビジョンの一部として、日米豪印の首脳が2022年5月24日に東京で打ち上げたものである。

日米豪印の協力は、2004年にインド太平洋地域の多くの国々に壊滅的な打撃を与えた大津波の発生を受けた国際的な対応の触媒的な役割を果たしたアドホックな「津波コアグループ」に端を発するもので、本ガイドラインへの署名は、この協力にとって意義深い瞬間である。

本パートナーシップはインド太平洋地域の脆弱性に対応するために設定されたものであり、日米豪印のパートナー(以下、「4か国」)が同地域における災害対応活動を調整するための枠組みとしての役割を果たし、災害救援における4か国の対応能力や相互運用性や相乗効果を増強するものである。

4か国の災害対応は、人道支援に関する国連総会決議46/182で合意された人道性、中立性、公平性という重要な原則に基づき行われる。

4か国が本パートナーシップの元で調整を行うには、(被災国からの)国際支援の要請が必要である。4か国は、(被災国による)災害対応における危機への準備・警戒、対応、振り返りの各段階において合同または調整された個別の支援を提供し得る。いかなる人道活動も被災国の主権、領土保全、挙国一致を尊重して実施される。

本パートナーシップの下で4か国は、ジェンダー平等の促進、女性・女子のエンパワメントの向上に加え、障がい者が人道活動の実施者かつ裨益者となり、また、先住民族、少数民族、脆弱な状況下にある人々を取り残されることのないように努める。本ガイドラインは性的搾取、虐待、ハラスメント(SEAH)へのゼロトラレンスを呼びかけている。

4か国は、教訓の共有と活動進捗の報告のために年2回会合し、4か国間の準備、調整、相互運用性を強化するために机上訓練(TTX)を少なくとも年1回実施する。

本パートナーシップにおいては、人道性に最も資する場合は必要に応じて、国連、国際機関・ドナー諸国、地域・地方政府、官民の団体やNGOと災害救援活動に関する調整が行われる。

(本ガイドラインは2022年9月23日に日米豪印外務大臣に署名され、発効した。)